

寺有財産処分承認申請書

年 月 日

総 長

殿

申請寺院
(所在地)

〒

(寺院名)

教区

組

寺

住 職
住職代務

印

上記寺院が所有する別記物件を、売却・貸与・譲渡・交換・担保
したいので、承認下さいますよう関係書類を添えて申請します。

上記差し支えありませんから奥印します。

組 組 長

印

上記進達します。

教区教務所長

印

◎ 添 付 書 類

1. 理 由 書
2. 門徒総代の同意書
3. 責任役員会議事録（抜粋）
4. 公告証明書
5. 公 告 文（財産処分の要旨）
6. 契 約 書（案）
7. 処分する物件の登記簿謄本（写不可）
8. 本堂との位置関係がわかる図面

〔註1〕 処分の種別により、下記の事項を記載すること。

- (1) 売却の場合は、売却価格その他必要な事項
- (2) 貸与の場合は、有償・無償の別（有償のときはその価格）、
貸与期間その他必要な事項
- (3) 譲渡、交換の場合は、その他必要な事項
- (4) 担保の場合は、借入金額・返済期間その他必要な事項

〔註2〕 公告は、少なくとも行為の1月前でなければならない。

〔註3〕 公告の初日は、公告期間（10日間）に算入しない。

例：公告を4月1日に掲示した場合、公告期間は4月2日から11日までとなり、翌12日に取り外すため、実際には4月1日から12日まで、あしかけ12日間を要する。

〔註5〕 仮代表役員（仮責任役員）について

代表役員（責任役員）は、この寺院と利益が相反する事項については代表権（議決権）を有しないため、寺則第18条の規定に基づき、仮代表役員（仮責任役員）の選定が必要となる。

- (1) 仮代表役員は、寺院が所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者となる。
- (2) 仮責任役員は、代表役員が選定した者となる。